

風営法におけるダンスの位置づけ ～ダンス規制反対運動をめぐって～

Dancing in the “Law on Control and Improvement of Amusement Businesses” -Focusing on Protest against the Control of Dancing-

1K10C344 林 輝
主査 石井 昌幸 先生 副査 杉山 千鶴 先生

【はじめに】

2010 年 12 月よりクラブが「無許可で客をダンスさせた」容疑で風営法違反となり、摘発を受けているクラブが増加している。しかし、「客にダンスをさせる」営業の規制は風営法が約 50 年前に制定された時のものであり、今日ではその規制は時代錯誤と言われている。このまま時代錯誤のダンス規制により、不当にクラブが摘発され続けては、クラブ発祥の文化（ダンス、アーティスト、DJ）が育まれる場所が失われ、文化が棄損されかねない。約 50 年前からダンスの形態は時代とともに変化しているにもかかわらず、本当に風営法の規制を受けるべき対象であるのか再考する必要があるだろう。

そこで本論では、まず風営法とダンスが戦後からどのような変化をしてきたか明確にし、クラブがダンス規制により摘発を受ける論理を整理する。そして、ダンス規制の問題点を探り、最終的には、風営法の中で今日のダンスがどのように扱われるのが適切であるか検証することが本論の目的である。

【第 1 章 風営法とダンスの変遷】

1948 年に風俗営業法取締法が制定されて以来、1959 年と 1984 年の大改正が施されている。1959 年改正時には、営業規制を受ける業態区分が増加し、1984 年改正時には「ゲームセンター」が規制項目に追加された。一方 1955 年には規制反対運動を受けて、規制項目から「玉突場」撤廃されに共通している。これらに共通しているのは時代によって変化する国民の娯楽に風営法が対応している点だ。しかし、「ダンス」に関する営業規制項目は、時代の変化に対応しておらず、反対運動まで起きている。

今日では、クラブやダンスホールは DJ や音楽家、アーティスト、ダンサーがその才能を育む場にもなっており、約 50 年前の法による規制が今日のダンス環境に適用されるのはふさわしいとは言えないだろう。

【第 2 章 風営法によるダンス規制と規制反対運動】

「店内に設備を設けて客にダンスをさせ、かつ飲食物を提供する営業」は風俗営業に該当し、許可申請が必要

であるが、許可を受けると風俗営業店として認定され、深夜営業ができなくなるなどの理由からクラブは無許可で深夜営業の酒類提供飲食店として営業を続けていた。しかし、2010 年前後はクラブ周辺で善良な風俗を乱す事案（騒音、薬物取引）が続発していたため、無許可で客にダンスをさせているクラブは警察より摘発を受けることになった。

クラブ摘発が増加する一方、ダンスが「善良な風俗を乱すもの」として規制されることに反対して、「Let's DANCE 署名推進委員会」という団体が立ち上がる。また各メディアにダンス規制の現状が取り上げられるなど、風営法への注目度は高まっておりからダンス規制改正・撤廃への動きが見え始めてきている。

【第 3 章 適切なダンス規制とは】

斎藤弁護士はクラブやキャバレーといった場所やダンス、他娯楽を「風営法単体で規制するには限界がある」、と述べる。「ダンス」が享乐的雰囲気をもたらしていないにもかかわらず、総じて規制項目に「ダンス」が含まれるのは不適切ではないだろうか。警察が取り締まろうとしているのはクラブやキャバレーであり、その場で行われているダンスに犯罪的要因はないと考えられる。ダンスだけでなく様々なクラブカルチャーを保護するためにも、健全なクラブは享乐的雰囲気をもたらすことのない「優良店舗」として認め、風営法規制対象から外すべきであるだろう。

【おわりに】

ダンス規制撤廃運動は 2012 年 5 月署名活動から始まったが、2013 年 11 月現在は政治的展開にまで進んでいる。内閣府規制改革会議では、検討項目に「ダンスに係る風営法規制の見直し」として追加されるなど、風営法改正への気運は高まっている。今後、クラブ業界は風営法改正に向けての第一歩の自助努力として、業界へのネガティブイメージ（薬物取引や喧嘩）を無くす必要がある。これに成功すれば、優良店舗は今後、「善良な風俗を乱す」営業ではなく、文化的産業として認められていく可能性が高い。